

中小企業振興資金融資のお知らせ

町内の中小企業の育成と振興を図るため、町が金融機関へ資金を預託し、中小企業へ融資する「中小企業振興資金融資」が平成30年4月から始まりました。

融資金を返済期間内に完済した場合には、町が保証料を全額補給するなど事業者へのメリットがあります。

【融資概要】

対象者	町内に住所又は事業所を有する中小企業者で保証協会の保証対象業種に該当する者（町税等の滞納者を除く）
融資額	500万円以内
融資期間	5年以内
用途	運転資金、設備資金
融資利率	みずほ銀行の公表する長期プライムレート
償還方法	一括または元金均等分割返済
融資機関	伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫
保証料補給	融資実行時に支払った保証料全額（ただし、期限内に完済した場合に限る）
申込方法	融資機関へ直接申込（金融機関、保証協会の審査あり）
問い合わせ先	砥部町商工観光課 TEL. 089-962-7288